

【施策評価調査】

施策名	6-1-1	まちづくり基本条例の制定		128	政策である「協働」を進めるための手段や環境・基盤づくりのうちの一つです。住民がまちづくりに参画する権利と責務、行政が住民にまちづくりに参画する機会を提供する努力義務等、参画と協働のあり方を明文化し、住民の権利保障やそのための制度保障を実現するためのものです。
		高根沢町地域経営計画2006 該当ページ			
担当部課	住民生活部住民課	担当	協働推進担当		
		リーダー	山野井 紀泰		
環境変化	平成20年6月10日議決・制定、同日付け公布・施行				施策内容
					「町民の、町民による、町民のための高根沢」を実現するため、自治体の最高法規であり自治の基本原則と基本ルールを明文化したまちづくり基本条例を、住民が中心となって平成19年度中に制定します。住民がまちづくりに参画する権利と責務、行政が住民にまちづくりに参画する機会を提供する努力義務等、参画と協働のあり方を明文化し、住民の権利保障やそのための制度保障を実現します。（「高根沢町地域経営計画2006」からの抜粋）

指標

施策の評価指標	基準値	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標：まちづくり基本条例の制定	平成16年度	計画		制定	制定		
		実績	未制定	未制定	制定		
指標：		計画					
		実績					
指標：		計画					
		実績					
指標に関する特記事項	平成20年6月10日、議会での議決を得て、同日付で公布・施行しました。町民のみなさんへのお知らせとして、条例を解説した「高根沢町まちづくり基本条例の手引き」を作成して、平成20年8月7日に新聞折込みにて全戸配付しました。						

施策に係る事業費(傘下事務事業費計)の推移	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	当初	1,558,000	535,000	1,587,000		
	決算	510,425	622,793	932,400		

事務事業事後評価 20年度の検証

施策傘下事務事業	事業費	活動量(アウトプット)	施策への貢献度	施策達成にどう貢献しましたか？(アウトカム)			
まちづくり基本条例推進費	当初 1,587,000	まちづくり基本条例の制定	A	自治基本条例であるまちづくり基本条例が制定されたことで、地域経営の基本方針のひとつである「町民との協働によるまちづくり」を進めるための基盤のひとつが整備されました。また、条例の手引きを作成して新聞折込みにて全戸配付し、町民のみなさんへお知らせすることができました。			
	決算 932,400	制定 / 制定		今後の方向性(自己評価)	終了	今後の方向性(総合評価)	終了
	当初			今後の方向性(自己評価)		今後の方向性(総合評価)	
	決算	/		今後の方向性(自己評価)		今後の方向性(総合評価)	
	当初			今後の方向性(自己評価)		今後の方向性(総合評価)	
	決算	/		今後の方向性(自己評価)		今後の方向性(総合評価)	
	当初			今後の方向性(自己評価)		今後の方向性(総合評価)	
	決算	/		今後の方向性(自己評価)		今後の方向性(総合評価)	

施策事後評価 20年度の検証

自己評価	施策達成状況に関する評価	課題と今後の方向性
	<p>まちづくり基本条例検討委員会の円滑な会議運営(平成18年9月から平成19年11月まで、全体会議15回、代表者会議2回開催、平成19年12月答申)を支援しました。答申後には、経営会議提出・承認、議会全員協議会提出・説明、パブリックコメント等一連の事務手続きを経て、平成20年6月10日議決(制定)、同日付で公布・施行しました。なお、町民のみなさんへお知らせするために手引きを作成し、新聞折込みにて全戸配付しました。</p>	<p>まちづくり基本条例の理念を具現化するための住民協働推進計画の検討を、平成20年8月29日に開始しました。(協働推進計画の検討もまちづくり基本条例検討委員会が行います。委員は、議会推薦委員1名が交代したほかは全て同じ構成です。)</p>
総合評価	<p>■ 総合評価 ■</p> <p>施策としては達成しており、後期計画に向けては廃止方向とする。今後は、当施策の成果を「6-1-2住民協働推進計画の策定と運用」に引継ぎ、協働の具現化に向け、着実に政策を推進していくこと</p>	